1月15日は「成人の日」です。この日は、大人になったことを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝い励ます国民の祝日です。

民法第3条は「満二十年ヲ以テ成年トス」と定めてあるとおり、法律上独自の社会人としての地位を獲得します。成人となられた方々は、まず国民としてもっとも重要な選挙権が与えられ、国政や都道府県、市町村の政治に参加するチャンスが得られます。

一方、財産関係や身分関係などこれまで未成年者の時のような法律上の保護は、成年者には取り去られ、自分の責任と判断で行動することを要求されるわけです。

「ご成人おめでとう。」この成人の日からあなたは大人です。しっかりと成人の自覚をお持ち下さい。

## 身体障害児（者）福祉展へ出品、見学を

第七回目をむかえる高知県身体障害児（者）福祉展が、今年も二月二十四日から二十六日までの三日間、高知大丸別館催し場で開催されます。

これは、身体障害児（者）の更生援護の実態を資料により公開し、更生援護思想の普及啓発を図り、広く県民の理解と関心を高めるとともに、身体障害者の製作品を展示即売して身体障害者の自立更生の意欲を高揚し、身体障害者福祉の推進を図ることを目的としているものです。

市民のみなさまの出品、見学をお待ちしています。

なお、福祉展についての詳しいおたずねは、高知県身体障害者連盟（電話〇八八㉒九四九七）か、市役所福祉事務所社会係（③二一一一）までどうぞ。

福祉事務所社会係

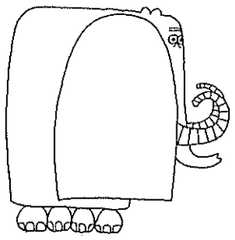

## 増改築資金の継続受付け

昭和五十一年度第二回増改築資金の申込み受付については、三万戸の枠で十一月十五日から十二月二日までの間を予定していましたが、昨年十一月二十日現在の申込み戸数が八千四十二戸のため、次のとおり継続して申込み受付けを行うことになりました。

継続受付の申込み期間は、一月七日から一月二十一日までで、融資予定戸数は、第二回より引き続き二万戸を限度とします。この場合の選定方法についても、申込みが融資予定戸数に達しない場合は無抽選とします。

なお、お問い合わせは、住宅金融公庫高松支店住宅相談所（電話〇八七八㉑七一二一）まで。

## 募集　市立大篠女学院生徒募集

大篠女学院では五十二年度の生徒を募集しています。修得科目は洋裁、和裁、あみもの、茶道、華道、料理、手芸等となっております。

入学日は昭和五十二年四月八日㈮から、応募期間は一月十日㈪より三月三十一日㈭までです。

入学案内書は大篠女学院（西野田）㊃2224、あるいは市役所教育委員会③2111にありますので、お気軽にどうぞ。

市立大篠女学院

## 不要犬の買い上げ

不要犬の買い上げは、先の台風十七号の豪雨により土砂に埋没したため中止していましたが、その後施設が復旧し、買い上げが今までどうりできるようになりました。

買い上げは、毎月第二月曜日の九時半から十時まで、市役所北側駐車場で行いますので印鑑を持っておいでて下さい。

公害環境課

## 電話　留守番電話設置を

〝ビジネス・タイム〟を有効に、夜間、休日、留守中のお客様からの電話にていねいに応答する、留守番電話の装置があります。

また、電話を便利にご利用できる電話付属機器や装飾電話器もあります。

お問合せは、南国電報電話局③0000
電気通信共済会（高知）㉝4141

## 大会　同和教育研究発表会

〝地域ぐるみの同和教育をいかに進めるか〟という研究主題のもとに、市内の各保育所・小中学校で同和教育研究発表会が開催されます。

市民のみなさんのご参観と、ご批判、ご指導をお待ちしています。

- 期日／一月十九日㈬
- 公開保育・授業／岩・南部・あけぼの・前浜保育所、大湊・日章小学校
- 分科会（中学校）／中央公民館
- 全体会（講演）／市民体育館



同和教育シリーズ ❶

# 部落解放への道標（みちしるべ）

## 部落解放というのは　どんなことでしょうか

よく同和問題とか、同和対策とかいうことばが使われておりますが、この「同和」ということばは行政的な用語で、「同胞一和」の省略といわれております。本来は、「被差別部落の問題」（略して、部落問題とか部落差別という）というべきです。

この、部落問題の本質ともいうべきものを同対審答申では、「日本国民の一部の集団が、経済的にも社会的にも、また文化的にもきわめて低位な状態におかれ、現在でもなおいちじるしく基本的な人権が侵害され、特に近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利と自由が、同和地区の人々にはきわめて不十分にしか保障されていないという重大な社会問題である」と、書かれております。

全ての国民に保障されているはずの、「市民的権利と自由」とは

- ○職業選択の自由
- ○教育の機会均等を保障される権利
- ○居住・移転の自由
- ○結婚の自由

などであり、同対審答申では、これらの権利と自由のうち、就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、過去から現在にかけて、同和地区住民がそれぞれの時代の主要な産業につくことができず、賤業とされている部落産業や、収入の不安定な将来性のない仕事にしかつくことができないということが、地区の人々の社会的な向上をはばみ、貧乏な生活をせざるをえない状態へといやおうなく追い込み、そのことから、部落のさまざまな差別実態や差別観念を生みだしている。従って、同和地区住民に、就職と教育の機会均等を完全に保障し、失業または半失業状態にある地区の人々を、近代的な産業につかせることが部落問題解決の中心的な課題である。」と述べられています。

### ――部落問題についての誤った考え方――

さて、私たちの身辺にはいろいろな考え方がありますが、その一つに、

> ㈠「寝た子を起こすな」という考え方があります。部落問題は、そっとしておけば自然に解消されるものではないでしょうか。やかましく言うことによって、何も知らない子供たちに差別を教えることになり、かえって差別を広めることになると思いますが……。

このような意見は、昔から現在まで同和地区外でも地区の内部でもよく言われている言葉です。

同和地区内の人々とよく語り合うと、この人たちも差別がないと心から思っているのではなく、むしろ、つらい昔の差別を思い出すので傷口にさわって欲しくないという考えであったり、自分自身の劣等感、被差別感の裏返しでこのように言っているのです。また、地区外の人々でこのように言う人は、現代社会の部落差別とは何かということがよくわかっておらず、「部落の人たちを昔の差別的な用語や、手ぶり身ぶりなどで侮辱することが差別だ。」と考えている人が多いようですが、このように考えている人たちこそ部落問題の本質を正しく理解して欲しいと思います。

次に、「小さい子供は何も知らない純真なものだ、何をすき好んで余計なことを教えるのか。このままそっとしておけば、月日のたつうちに自然にこの問題は解決するのだ。」と言う意見もよく聞かれます。しかし、本当にそうでしょうか。

小さい子供は純真で確かに何も知りません。しかし、四十歳、五十歳といった年齢の人で部落問題について何も知らない人は、過去の調査ではほとんどいません。しかしこの知り方が、部落問題を差別的に知らされたため、心の底では根深い偏見や差別観念を植えつけられている人が多いのです。この人たちも過去には純真で何も知らなかった幼少年期もあったはずです。つまり、現在何も知らない子供たちであっても、長じて差別偏見をもつ大人になるという可能性をもっているということです。

また、部落差別は単に偏見や差別意識といった観念だけの問題でもありません。ましてや、現在の社会における部落差別は前にも述べましたように、日本国民に与えられているはずの市民的権利や自由が、同和地区住民には不十分にしか保障されていないということが今日の差別であり、そのことが同和地区の低位性や後進性を生みだしているのですから「同和教育無用論」「同和行政不要論」は、ちょうど病人を病人でないと診断し、ついには回復不能に追いやるのと同じで危険このうえない誤りを犯すものであり、客観的には差別をいつまでも残し続ける役割りを果たすものであって、こういう考え方そのものが差別であると言わざるをえないのです。